『赤い羽根』募金

457千円

年に一度の明るい美しい心の運動として、赤い羽根「国民たすけあい」共同募金運動を今年も十月一日から一ヶ月間全国一斉に展開されることになりました。昨年は市民の皆さんの多大な御協力により目標額を突破して輝しい成績をかち得ることができましたが、今年も昨年の成績に劣らない立派な成績をおさめ得ますよう絶大なる御協力をお願いいたします。今年の目標額は昨年同様四十五万七千円で、その募金方法は次のとおりであります。

一、戸別募金

目標額二九七千円

この目標額は町内部落会長に依頼してありますので近いうちに各戸に御願いにあがります。

二、街頭募金

目標額八万円

十月一日早朝より約三十ケ所において各種団体の御協力により運動を展開いたします。

三、大口募金

目標額八万円

近々中に募金委員が夫々大口篤志家へ御願いに参上いたします。

（社会福祉事務所）

×　　×

縣青年大会

千六百米継走、女子卓球、二百米に当市優勝

縣下の青年が友交親睦の情を深め、青年活力の振興を期して体育、芸能文化、研究協議を總合した第一回新潟縣青年大会兼第二回全国青年大会新潟縣予選会が八月二十八日から三日間柏崎市において挙行され、当市からは陸上、相撲、卓球、排球に総勢四十五名の選手団を派遣いたしました。大会期間中は好天気に恵まれ、数ケ所に分散した会場はいずれも盛況をきわめ、若人の血潮はいやが上にも湧きあがりました。

卓球では、まず男子チームが第一回戦で強豪新潟と対戦し惜しくも破れましたが、女子チームは善戦栄えの優勝をとげました。

優勝の柏崎チームと対戦した排球は堂々たる試合ぶりでしたが力及ばず遂に敗れました。

好成績を続けて準々決勝に進んだ相撲は、團体試合で佐渡に惜敗しましたが、個人戦で田中（熊雄）選手は敢斗よく三位をおさめました。

陸上競技では二百米に工藤選手が優勝し、その最後を飾る千六百米継走では満場総立の中を堂々好記録で圧勝し、優勝杯をかくとくいたしました。

（教育委員会）

保安隊員募集

申込は 10月15日まで

保安隊では、隊員の欠員補充のため、次の要領で約八千名の二等保安士を全国一斉に募集することになりましたからお知らせ致します。（総務課）

一、志願資格

(1)年令　本年九月一日現在で十八才以上二十五才未満の心身健全な男子で原則として家庭上勤続に支障のない独身者

(2)学力　新制中学校卒業以上

(3)身体　身長一五五糎以上、胸囲おおむね七七・五糎以上、体重四八瓩以上、眼鏡をかけないで〇・六以上または眼鏡をかけて〇・八以上の視力があり弁色力完全な者

二、任用期間　二年　但し継続任用を志願することができる

三、志願受付　九月十五日から十月十五日まで市役所総務課で受付ける

四、試験、採否決定並びに入隊

(1)試験　十月下旬

(2)採否の決定　十二月末に通知する。

(3)入隊　一月中旬

五、その他　志願手続きその他詳細について不明の点は市役所総務課に御問合せ下さい。

公民館だより

公民館活動についての世論調査に御協力ください!!

公民館では十月の下旬に世論調査を行うためにいま計画中であります。「公民館を知つていますか?」とお尋ねしたら「なんだそんなことか」と皆さんはお笑いになると思います。新潟縣は、全国でもつとも公民館活動の活溌な縣の一つだといわれていますが、しかしその新潟縣で公民館とは一体何のことなのか知らないでいる人がまだまだあるのだそうです。公民館はやはり皆さんの税金によって映写会をやつたり、講演会や講習をやつたり、その他いろいろと社会教育のしごとをやつているもので、できるだけ有効に役立せなければなりません。

今度行う世論調査も、簡単にいいば、今の公民館に対する御意見や、これからこんなことをとりあげてもらいたいなどという御希望をうかがつて、公民館の今後の方針について重要な参考にしたいのです。お手元に調査票が渡りましたら（御意見を全市民の方々からお聞きすることがむづかしいので一部の抽出調査とする予定です）どめんどうでも必要なところに日頃考えておられることを書入れて、この調査に御協力ください。

十月中の主なる行事予定

上　旬　視聴覚実行委員会、講演会、ふとん作りの講習会、運営審議委員会と分館長会議

中　旬　映写並びに録音技術研究会、視聴覚教育研究会、同運営委員会、池坊花展、試写会、スポーツ・バッヂ・テスト

下　旬　分館映写会、希望映写会、巡回映写会、社会教育に関する世論調査、以上のほか各種団体との共催による事業。

文化財の記録撮影について

公民館では社会教育資料、市政要覧の資料となる貴重な文化財を調査し、これを写真におさめて永く保存するため、新津市並びに市に縁故のある有形の文化財、並びに無形の文化財について各方面をお訪ねし、その土地の方々からいろいろとお教えを願いたいと存じますので、係員がお訪ねいたしました際は何分の御便宜をお与えくださいますようお願いいたします。特に今まであまり世に知られなかった史蹟、名勝、絵、彫刻、書跡、文書、陶磁器、金工、漆工、刀剣などの有形文化財、音楽、舞踊、演劇、郷土芸能等の無形文化財について調査いたす予定であります。これについてこちらから参らなくとも"これこそ郷土の文化財だ"とお考えのものについては御連絡をいただけば参上していろいろと研究させていただきたいと思います。今まで既に大部分のものは調査され市史にのつております。が、このたびはあまり世に知られずに埋れているものについて調べたい考えです。何分の御協力をお願い申上げます。

婦人向上講習会

発足早々の市婦人団体連絡協議会では、市公民館との共催で、九月六、七の両日第二小学校を会場として、婦人向上講習会を開催し、力強い一歩をふみだしました。婦人団体の重要な問題点について、縣社会教育課増井主事ほかの講師からそれぞれ核心にふれた講演があり、なおパズセッション、ロールプレイングなど適切な指導と受講者の真剣な実演があり、一同深い感銘と明日への希望をもつて終了しました。

スポーツ・バッヂ・テスト（S・B・T）とは?

別項十月中旬の予定行事、スポーツバッヂテストとは、スポーツに於て基本的な走、跳、投の種目をとり入れ各自の健康度や運動能力がどの程度あるかをテストすることです。その内容は男子はソフトボール投げ、懸垂、走巾跳、八百米走、女子はソフトボール投げ、六十米走、なわとび、その外自分の得意の種目をやつて、各合計得点により、その能力を知るのです。経費は一切無料ですが合格級のバッヂを必要の方はその代金三十五円御用意の上振ってこのテストに参加して下さい。細目については後日お知らせします。

圖書館の圖書貸出制度

市立記念図書館では試験的に図書の館外貸出を行つてから一年半になりましたが、幸い好評を得ていますのでせいぜい御利用を希望いたします。

この館外貸出には個人貸出と団体貸出の二つの方法があります。

一、個人貸出―図書館以外に館から借出して自宅で読む方法です。館から遠い地域の人、職場の都合で図書館利用に不便な方々は、この方法を利用されるようおすすめいたします。なお本年八月末の個人貸出登録者は八三八名で職業別に見ると、農業一八、工鉱業三三、商業三五、公務員一四五、教員一四、学生五五七、その他三六となっています。

二、団体貸出―地域青年会、婦人会、職場の団体に一人一冊の割合で一カ月貸出すもので、現在十二団体が利用しています。

以上の館外貸出の利用手続きは、

一、個人貸出を望まれる方は、本市に在住し市税を納めている者（証明書の添付を要す）一人を保証人に立てて、図書館に登録をうければ一ヵ年有効の館外貸出券を発行いたします。

二、団体貸出は取扱責任者を定めて図書館に登録するだけでよいことになっています。手続き用紙は館に備え付けてあります。

なお館内閲覧は、毎日午後一時から八時まで（但し毎週火曜日は休館）で現在の利用者は一日百二十名から百五十名位であります。

×　　×

市民の声

問　私はいろいろの会合にいつも開会時間が遅れ勝のために不快であり、時間的にもお互に非常に不経済をしていると痛感している者ですが、これを改める方法がないものでしょうか。　田家　I氏

答　大変御尤もの御意見でありますので、今後まず市の会合から改めて行くよう努力いたしたいと存じます。市民各位も充分御協力を切望いたします。そして時間厳守の「新津時間」にいたしましょう。

訂正　前号四頁豆知識十一行目消防団員を「四六五人」「八四人に一人」に、二頁の常任委員名簿見出しの「教育」を「文教」に訂正し、なお公民館だよりの映写会幻灯会の記事九行目にこの会を開く際会場費を必要とするように書きましたが、実際の場合は学校、公会堂などを多く利用するため殆んど会場費を必要とせず、仮に民家を利用するときでも市では会場費を徴収いたしませんので訂正して置きます。

※8月24日の豪雨による本市被害状況※

区分	箇所数	被害金額	備考
○土木施設			
市道	二六	六三四、〇〇〇円	欠壊、路面流水
橋梁	一三	四八、〇〇〇円	破損、流失
樋管	四	三〇五、〇〇〇円	破損
計	四三	九八七、〇〇〇円	
○農業用施設			
用排水路関係	一八	三九七、〇〇〇円	欠壊、破損、流失
○水道事業			
ろ過池	一	三〇、〇〇〇円	ろ過膜破損
○一般被害			
住家の浸水	一、〇二四戸	床上 一八二戸 床下 八三二戸	同上の人員 床上 八七〇人 床下 四、三三九人
農業被害	三三〇町歩	三〇、〇六〇、〇〇〇円	農産物の被害
鉱工業関係	―	二、六六一、〇〇〇円	市各工場等の被害

戸籍届出のしるべ

種別	届出期間	届出地	届出人及び順位	届出に必要な書類
出生届	一四日	出生地	1父、2母、3同居者、4医師、5助産婦	一、出生証明書（出生届印刷のもの）一、母子手帳 一、家族異動申告書（商工課）受診証（保険課）
死亡届	七日	死亡地	1同居の親族 2その他の同居者	一、死亡診断書一通（別添えのもの）一、家族異動申告書（商工課）受診証（保険課）
認知届	なし	本籍地又は所在地	認知する者	一、戸籍抄本二通（当市に本籍のある者は不要）
養子縁組届	なし	〃	1縁組の当事者及び証人二人、但し養子が十五歳未満の場合は法定代理人	一、戸籍抄本二通（当市に本籍のある者は不要）一、未成年者を養子とする場合には家庭裁判所の許可の謄本一通（但し自分の孫、及び配偶者の子を養子とする場合は許可不要）
養子離縁届	協議…なし 裁判…一〇日	〃	右1に同じ、但し十五歳未満の者にあつては離縁後法定代理人となる者、裁判離縁は裁判を申立した者	一、戸籍謄本一通（当市に本籍のある者は不要）一、調停離縁…調停調書の謄本一通 裁判離縁…裁判書の謄本及確定証明書各一通
婚姻届	なし	〃	婚姻の当事者及び証人二人	一、戸籍抄本二通（当市に本籍のある者は不要）
離婚届	協議…なし 裁判…一〇日	〃	離婚の当事者及び証人二人但し裁判離婚は裁判を申立した者	一、養子離縁と同じ
後見並後見監督人就職届	一〇日	〃	就職した者	一、戸籍抄本一通（当市に本籍のある者は不要）一、家庭裁判所の許可の審判の謄本一通
入籍届	なし	〃	本人、但し十五才未満の者にあつては法定代理人	一、右に同じ
名の変更届	なし	〃	右に同じ	一、右に同じ
分籍届	なし	分籍地	単独の場合は本人、但し配偶者のある場合は夫婦双方	一、戸籍謄本二通
転籍届	なし	転籍地	右に同じ	一、右に同じ
戸籍訂正申請	一ケ月	本籍地又は所在地	申立人	一、戸籍謄本一通（当市に本籍のある者は不要）一、家庭裁判所の審判書の謄本及確定証明書各一通
備考	届書は原則として一通でよいが本籍が当市にない者が届出る時は二通提出しなければなりません			

住民登録の届出

種別	届出期間	届出地	届出人及び順位	届出に必要な書類
転入届	一四日	転入地	1世帯主 2世帯主に代る世帯管理者 3本人	一、前住民登録地の住所その他が不明瞭な場合は住民票の謄抄本、又は写を添付して下さい
転居届	〃	住所地	〃	なし
変更届（世帯主）	〃	住所地	〃	なし